

# 自動車リサイクル法 解体業又は破砕業の変更届出の手引き

下表の内容に変更があった場合には、解体業変更届出書(様式第七)又は破砕業変更届出書(様式第十一)に変更の内容を記載し、必要な書類を添付の上、変更があった日から30日以内に管轄の保健所まで提出してください。

変更事項	添付書類
氏名又は名称、住所、代表者の氏名	<p>○申請者が個人の場合</p> <p>①住民票(※1)</p> <p>②精神機能の障害の有無を判断する書類(※4)</p> <p>③誓約書(要領様式第1 ※3)</p> <p>○申請者が法人の場合</p> <p>①履歴事項全部証明書(商業登記簿謄本 ※2)</p> <p>②定款又は寄付行為の写し</p> <p>③誓約書(要領様式第1 ※3)</p>
事業所の名称	<p>①誓約書(要領様式第1 ※3)</p> <p>②許可証の写し</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業所の所在地</li> <li>● 事業の用に供する施設</li> <li>● 積替え又は保管を行う所在地又は面積、保管量の上限</li> </ul>	<p>①変更に係る事業の用に供する施設(積み替え又は保管の場所を含む。)の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取り図</p> <p>②上記施設・土地の所有権(所有権を有しない場合には、使用する権限を有すること)を証する書類</p> <p>③許可証の写し</p> <p>④誓約書(要領様式第1 ※3)</p>
<p><b>法人の場合</b></p> <p>役員等の氏名又は住所</p> <p>役員等:業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者、これらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。</p>	<p>①変更に係る役員の住民票(※1)</p> <p>②変更に係る役員の精神機能の障害の有無を判断するための書類(※4)</p> <p>③履歴事項全部証明書(商業登記簿謄本 ※2)</p> <p>④誓約書(要領様式第1 ※3)</p> <p>※①、②については新任の役員がいる場合</p>
<p>政令使用人の氏名又は住所</p> <p>※政令使用人:本店又は支店の代表者、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、解体業又は破砕業に係る契約を締結する権限を有する者)</p>	<p>①変更に係る使用人の住民票(※1)</p> <p>②変更に係る使用人の精神機能の障害の有無を判断するための書類(※4)</p> <p>③誓約書(要領様式第1 ※3)</p>

次のページに続く

<p><b>未成年者の場合</b>          法定代理人の氏名、住所          ※法定代理人が法人である場合は「法人の名称、住所」、「代表者の氏名」</p>	<p>○法定代理人が個人の場合          ①住民票(※1)          ②精神機能の障害の有無を判断する書類          ③誓約書(要領様式第1 ※3)</p> <p>○法定代理人が法人の場合          ①履歴事項全部証明書(商業登記簿謄本 ※2)          ②定款又は寄付行為の写し          ③誓約書(要領様式第1 ※3)</p>
<p><b>法人の場合</b>          ・株主(100分の5以上の株式を有する者)          ・出資者          (100分の5以上の額に相当する額を出資した者)</p>	<p>○株主又は出資者が個人の場合          ①変更に係る株主の有する株式の数を記載した書類          ②変更に係る出資者のなした出資の金額を記載した書類          ③変更に係る株主又は出資者の住民票(※1)          ④変更に係る株主又は出資者の精神機能の障害の有無を判断するための書類(※4)          ⑤誓約書(要領様式第1 ※3)</p> <p>○株主又は出資者が法人の場合          ①変更に係る株主の有する株式の数を記載した書類          ②変更に係る出資者のなした出資の金額を記載した書類          ③変更に係る株主又は出資者の履歴事項全部証明書(商業登記簿謄本 ※2)          ④誓約書(要領様式第1 ※3)</p>
<p>標準作業書の記載事項</p>	<p>①変更後の標準作業書          ②誓約書(要領様式第1 ※3)</p>
<p>他に解体業、破砕業、産業廃棄物処理業の許可を受けている場合          当該許可に係る許可番号</p>	<p>①誓約書(要領様式第1 ※3)</p>
<p>破砕業かつ破砕施設について産業廃棄物処理施設許可を受けている場合          当該施設の許可の年月日及び許可番号</p>	<p>①誓約書(要領様式第1 ※3)</p>

※1 住民票

原本であり、本籍地(外国人の場合は国籍等)の記載がある、発行日から3ヶ月以内のもの。

※2登記事項証明書(商業登記簿謄本)

原本であり、発行日から3ヶ月以内のもの。

※3誓約書

自動車リサイクル法45条第1項各号に該当しない者であることを誓約する書面。要領様式第1を使用してください。

※4 精神機能の障害の有無を判断するための書類

成年被後見人又は被補佐人に該当しない旨の登記事項証明書の原本(発行日から3ヶ月以内のもの)、精神機能に係る医師の診断書(発行日から3ヶ月以内のもの)又はその他業務を行うことに支障の無いことを示す書類のいずれか。